

祝 新会館完成



7月6日新事務所にて業務を開始しました。

Contents

- p2-3 ● **クロスベイ新湊 オープン**
 - 新事務所開所挨拶
 - 新事務所内覧会のご案内
 - クロスベイ新湊 駐車場について
- **今後の動き**
- p4-5 ● **先月の事業pick up**
 - 常議員会・通常議員総会
 - 令和元年度の事業概要
 - 令和元年度の収支決算の概要
 - 新規加入会員紹介
- **SERIES**
 - 「逆境をしのぐ力」
- p6 ● **特集**
 - ～新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置～
- p7 ● **インフォメーション**
 - 金融関係／
 - 主な公的融資制度の利率
 - 高岡法人会からのお知らせ
 - 言葉の力「豊時」
 - 射水市中小企業短期季節資金融資
 - LINE公式アカウントについて

新たな活動拠点としてスタート

複合交流施設「クロスベイ新湊」の竣工に併せ、射水商工会議所会館の区分所有が完了し、当会議所の新たな活動拠点としてスタートしました。改めまして、総額142,730千円の拠出を賜りました474事業所の皆様、そして助成を賜りました富山県ならびに射水市に心より感謝申し上げます。

当初は、旧新湊庁舎跡地に射水市が建設した施設へ賃貸入居する構想を描いていましたが、施設主体が民間に変わるなど開発計画が二転三転し、賃貸料も法外なものになることから、苦渋の決断ではありましたが区分所有取得することにしました。運命の巡りあわせとはいえ、第24期、第25期の役員、議員をはじめ会員事業所の皆様のお陰をもちまして、負の遺産を後世に大きく引き継ぐことなく取得することができました。皆様の心意気に重ねて感謝申し上げます。

さて、クロスベイ新湊の整備は、平成24年に当会議所がまとめた「新湊近未来構想」の目玉であり、新湊地区のハブ機能を有する公共交通ターミナルを核に、この施設をはじめ周辺を巻き込ん

で関係、交流人口増のイノベーションを起こすことを目的としています。また、旧当会議所会館跡地でのホテル建設も具体化し、構想実現に向けたインフラ環境は整いつつあります。

この後は、会員事業所をはじめ経済界、行政、各種団体、地域住民の皆様と力を合わせ、新湊地区の活性化に向け知恵を出し、汗をかくのみです。「新湊地区まちづくり協議会」も当会議所が中心となり活動を展開しており、どのような形で成果が現れるのか大いに期待が寄せられているところです。

いずれにしても、当会議所会館をクロスベイ新湊に構えたことは意義があり、創造の時代を極める礎にしなければならないと考えます。今後とも会員各位には何卒倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます、併せて今後益々のご隆盛をご祈念申し上げます。



射水商工会議所会頭 牧田 和樹

新事務所内覧会のご案内

7月18日（土）19日（日）両日の午前10時～午後3時の間に、新事務所の内覧会・旧会館内備品等をお譲りします。

新会館内覧会を開催します

新会館の内覧会を上記のとおり開催します。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場時に混みあった場合は、入場制限させていただきますのでご容赦ください。（お待ち頂くことがあります。）また、お越しになる際にはマスクの着用をお願いします。

18日（土）19日（日）お越しになれない方については、いつでも業務時間内において自由に見学できますので、お気軽にお越し下さい。

なお、当日は公共の場所（各施設）は、オープン前であり見学できません。本所の事務所、会議室等の見学となります。

旧会館内の備品等をお譲りします

旧会館において使用していた会議用机や椅子、ロッカー等を無料で会員の皆様にお譲りします。（搬出等はお自身でお願いします。）希望者多数となった場合は、抽選となります。

希望される方は、18日（土）19日（日）両日の午前10時～午後3時の間に、直接旧会館へお越しください。先着ではありません。引渡方法や備品等の搬出日については、当日ご案内します。

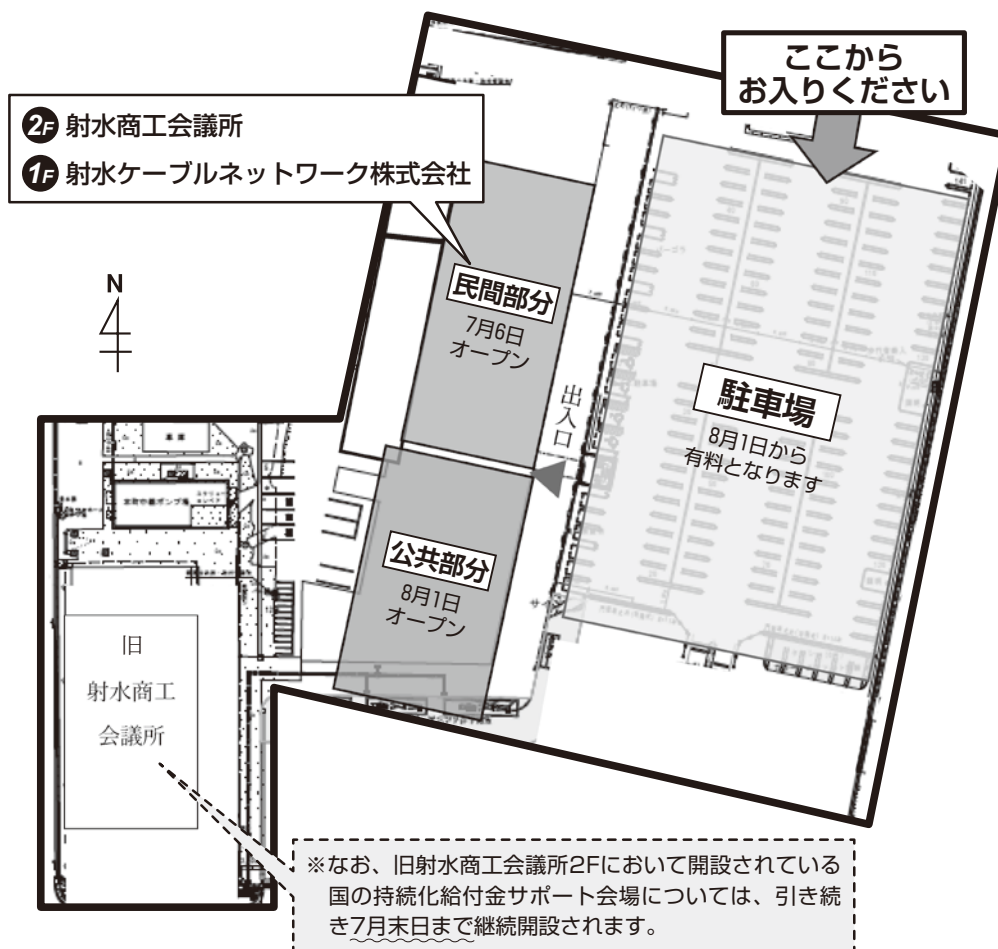
「クロスベイ新湊」の駐車場について

複合交流施設「クロスベイ新湊」が下記の日程で順次オープンいたします。

- 7月6日（月）射水商工会議所、射水ケーブルネットワーク株式会社がオープン
- 8月1日（土）公共施設部分がオープン

本所に来所される方は、敷地北側の市道からの出入りをお願いします。（7月末まで）

8月1日（土）より、駐車場は夜間等における違法行為や犯罪行為等を未然に防ぐため、カーゲート（開閉式のバー）や監視カメラを設置し、有料（1時間100円、24時間まで500円）となります。ただし、施設利用者や観光客等来訪者は、4時間までは無料でご利用いただけます。



会 議 所 主な今後の動き

7.16（木）生活関連部会「正副部会長会議」

7.18（土）新事務所内覧会

7.19（日）

7.21（火）小規模事業者経営改善資金審査会

8. 1（土）クロスベイ新湊オープニングイベント

8. 2（日）

8. 6（木）正副会頭会議

8. 6（木）いみず塾「大人のための論語」(予定)

令和2年度 常議員会・通常議員総会

6月8日（月）、本所において、令和2年度常議員会、6月22日（月）第一イン新湊において、通常議員総会を開催しました。令和元年度の事業報告・収支決算について審議され、いずれも原案通り承認されました。以下、令和元年度事業報告の概要を掲載します。



◇令和元年度の事業概要

わが国経済は、「令和」という新時代を迎え、名目GDP及び企業収益は過去最高、有効求人倍率は1.6倍を超える45年ぶりの高水準となり、大きく改善したかのように推移しましたが、中小・小規模事業者にとっては、人口減少・少子高齢化が進む中で、人出不足を補うため生産性向上を目的としたAIやIoTなどの利活用、キャッシュレスへの対応に加え、働き方改革、グローバル化の進展、消費税増税後の消費動向など、対応すべき課題も平成時代より引き継がれた状況となりました。

このような中、大きな脅威として我が国経済に甚大な影響を及ぼすこととなる、新型コロナウイルスの世界的な感染についての情報が、本年1月下旬に発表され、テレワークの導入や、ソーシャルディスタンスのための環境整備など、これまでの経営環境の変革を迫られる状況となりました。

本商工会議所においては、11月の議員改選では牧田会頭が再選、本所の会館取得と、公共交通ターミナル機能を備えた複合交流施設を核とした、地域活性化の礎を築くという方針が示され、まちづくりや地域経済の活性化につながる方策等について協議・検討を進めました。

中小企業支援としては、経営改善普及事業、伴走型経営発達支援事業、創業支援事業において、小規模事業者の新しい取り組みや販路拡大を推進するため、事業計画策定や持続化補助金等の申請に係る支援等、会員事業所の持続的発展と個社・個店の魅力を高める事業に取り組みました。

また、喫緊の課題である新型コロナウイルスの影響を受ける企業への支援については、相談窓口を設置し、資金繰り支援や各種助成金・補助金の情報提供と併せ申請のサポート等に取り組みました。

その他、委員会・部会活動を通じた商工会議所の中心的な取り組みである政策提言活動など、射水市の総合経済団体として、次に掲げる重点項目の実現に積極的に取り組みました。

- 1 中小・小規模事業者への経営支援
- 2 地域活性化への取り組み強化
- 3 港湾機能の充実と利用促進に関する調査・研究
- 4 観光振興の推進
- 5 提言・要望活動の推進
- 6 会員サービスの推進
- 7 運営基盤・事業活動の強化
- 8 射水商工会議所会館の建設（取得）の推進

令和元年度の収支決算の概要

【収入の部】

（単位：千円）

科目	金額	割合
会費・負担金	22,869	5.87%
事業収入	194,721	49.97%
補助金	45,960	11.79%
借入金収入	35,000	8.98%
雑収入	1,315	0.34%
繰越金	89,838	23.05%
合計	389,703	100.00%

【支出の部】

（単位：千円）

科目	金額	割合
事業費	309,576	79.44%
人件費	45,038	11.56%
事務費	7,107	1.82%
会館維持費	5,353	1.37%
会議費	1,672	0.43%
渉外費	511	0.13%
公課分担金	2,512	0.65%
積立金	2,000	0.51%
収支剰余金	15,934	4.09%
合計	389,703	100.00%

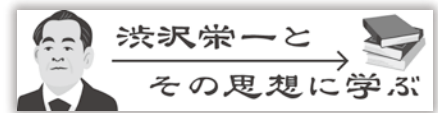
新規加入会員のご紹介

新加入会員

No.	事業所名	代表者名	所在地	業種
1	マルジヤ	石灰 俊治	射・西新湊12-6	食料品製造業
2	セブンイレブン射水七美店	米田 優	射・高場新町2-36	コンビニエンスストア
3	エステティックジュピラン・ハーブ	浦 智子	射・本町1-4-23	エステティック
4	ひさみいカイロプラクティック	久湊 誠司	射・中新湊7-15	カイロプラクティック
5		海老 壽代	射・中新湊15-6	下着販売

特別会員

No.	事業所名	代表者名	所在地	業種
1	カマタニ株式会社	鎌谷 隆一	高・問屋町191	機器等卸売業
2		土屋 裕保	高・上牧野48-9	生命保険



逆境をしのぐ力

渋沢栄一というと、五百近くの会社に関わったりノーベル平和賞の候補になったりと、一般的には成功者のイメージしかないかもしれませんが。

ならば、順風満帆な人生を送ってきたのかと言えば、彼自身は自分を「逆境の人」だと考えていました。実際、こんな言葉を残しています。

「変乱の時代に生まれ合わせ、心ならずもその渦中に巻き込まれるのが不幸な者であり、真の逆境に立つというのではあるまいか。

そうだとすれば、わたしもまた逆境のなかで生きてきた一人である。

現にわたしは、最初は尊王討幕（天皇を報じて徳川幕府を討つ）や攘夷鎖港（外国を打ち払い鎖国する）を論じて、東西を走り回っていた。しかし、後には一橋家の家来となって幕府の臣下に加わり、その後には民部公子・徳川昭武に随行してフランスに渡航したのである。ところが日本に帰ってみれば幕府はすでに亡びて、世は王政に変わっていた。

この間の変化にさいして、もしかしたら自分には知恵や能力の足りないこともあったかもしれない。しかし勉強の点については、自己の力一杯にやったつもりで不足はなかったと思う。それなのに、社会の移り変わりや

政治体制の刷新に直面すると、これをどうすることもできず、わたしは何とも逆境の人となってしまったのである」

確かに、彼は若い頃、尊皇攘夷の志士を目指していましたが、事情があって幕臣となり、その幕府も潰れて、気がつくとも亡国の遺臣——まさしく人生、裏目に出続けてしまったのです。では、こんな逆境に陥ったときに、人はどうすべきなのか。

まず渋沢栄一は、その逆境が「自分が作った逆境」なのか「人の手ではどうしようもない逆境」なのかを見分けよ、といいます。そのうえで、前者であれば、自分で逆境の原因を除いていくしかないわけです。

一方で、もし後者の「人の手ではどうしようもない逆境」であったなら——今回のコロナウイルスなど、その典型でしょう——次のことをせよ、と渋沢栄一は述べます。

「自分が社会のなかで果たすべき役割とは何なのかを考える」

「自分の守備範囲を知った上で、与えられた環境は仕方がないと考える」

要は、ムダにジタバタすることなく、出来る範囲内のことを着実にこなしていけ、ということです。

作家・グロービス経営大学院客員教授 守屋 淳

◇守屋 淳／もりや・あつし

1965年生まれ。早稲田大学第一文学部卒業。現在は作家として『孫子』『論語』『韓非子』『老子』『荘子』などの中国古典や、渋沢栄一などの近代の実業家についての著作を刊行するかわら、グロービス経営大学院アルumnaisスクールにおいて教鞭をとる。著訳書に34万部の『現代語訳 論語と算盤』や『現代語訳 渋沢栄一自伝』、シリーズで20万部の『最高の戦略教科書 孫子』『マンガ 最高の戦略教科書 孫子』『組織サイバールの教科書 韓非子』などがある。2018年4～9月トロント大学倫理研究センター客員研究員。

新型コロナウイルス感染症対策で活用できる税制措置

第1回 法人税・消費税・固定資産税・社会保険料などの納付が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、世界経済は戦後最大の危機に直面。日本経済も国難とも言うべき厳しい状況が続いております。こうした状況から政府は、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として新たに総額25兆6,914億円の2020年度補正予算案を国会に提出。衆参両院の審議を経て、本年4月30日に国会で可決・成立しました。本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」^(注)の重要なポイントを3回にわたり、ご紹介いたします。第1回は「納税猶予の特例」措置について取り上げます。

(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

ポイント1 「納税猶予の特例」の概要

「納税猶予の特例」とは、新型コロナウイルス感染症の影響で「事業等に係る収入」に相当の減少があった事業者に対して、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税の猶予が認められる特例制度です。この特例は、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。ただし、印紙で納付する印紙税のほか、外国貨物を保税地域から引き取る場合の消費税や、出国する際に直接納付する方式の国際観光旅客税などについては対象となりません。法人税や消費税などの国税を例にとって「納税猶予の特例」を解説します。

従来の制度と納税猶予特例との比較

項目	従来の制度(国税通則法第46条)	納税猶予の特例(緊急経済対策)
事由	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合	新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、相当な収入の減少があったした場合
猶予の対象となる要件	一定期間(原則1年)において、大幅な赤字が発生して、一時の納税ができないと認められる場合	本年2月1日以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入が相当(前年同期比概ね20%以上)減少し、一時の納税が困難と認められる場合
担保	担保の提供が可能な場合は担保の提供が必要となります。	担保は不要です。
延滞税	延滞税は通常年8.9%ですが、猶予期間中は年1.6%に軽減されます。 (注) 同感染症の影響により財産に損失が生じた場合(消毒作業での在庫の毀損等)は、免除される場合もあります。	延滞税は免除されます。

ポイント2 対象者に関する要件

先生、本特例の対象者について教えてください。
 ①法人だけでなく個人も本特例の対象になりますか?
 ②法人について、事業規模などの制限はありますか?
 ③青色申告ではなく白色申告の場合でも、本特例の対象になりますか?

【①の回答】「事業等に係る収入(事業所得、給与所得、不動産所得など)」があり、かつ、収入減少等の要件を満たしている個人が対象となります。
 例え、事業・不動産賃貸業を営む個人だけでなく、フリーランス(事業所得者)やパートやアルバイト(給与所得者)も収入減少等の要件を満たせば本特例の対象となります。
 【②の回答】資本金や従業員数などの会社の規模に関係なく、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。
 【③の回答】白色申告の場合でも、収入減少要件を満たせば本特例の対象となります。

ポイント3 収入減少に関する要件

先生、本特例の収入減少の要件について教えてください。
 ①どの程度の収入減少が要件となるのですか?
 ②利益が黒字であっても、収入減少要件を満たせば本特例を利用できますか?
 ③前年の月別収入が不明の場合には、どのように判断すればよいですか?
 ④収入が20%減少していない場合にも、納税猶予は利用できますか?

【①の回答】同感染症の影響により、本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件となります。
 【②の回答】利益が黒字であっても収入減少等の要件を満たせば本特例を利用できます。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、一時に納税することが困難と認められる場合に限りです。
 【③の回答】前年の月別収入が不明の場合には、次のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 ・年間収入を按分した額(平均収入)と比較
 ・事業開始後1年を経過していない場合、本年1月までの任意の期間と比較
 【④の回答】特例の要件を満たさない場合でも、従来の納税猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。(ただしこの場合、原則として年1.6%の延滞税がかかります。)

ポイント4 「納税猶予の特例」を希望する企業の相談事例

【質問内容】
 私は旅館業(4月決算)の経理課長です。当社は前期の2018年11月から19年3月まで大規模な耐震補強工事とリニューアルに伴い事業を休業していたため、19年4月決算では法人所得は多額の欠損金が発生し、消費税は還付となりました。そして当期(本年4月決算)においては、工事に伴う借入金の返済に加え、同感染症による休館で資金繰りが切迫しています。特に、消費税については前期還付申告のため中間納税を行っておらず、10月以降課税仕入が概ね軽減税率の8%で課税売上が標準税率の10%ですので、当決算における消費税の納税見込額は約6,000万円を想定しています。そこで、質問です。
 ①当社は「中小企業者等」に該当しませんが、納税猶予の特例は受けられますか?
 ②収入減少割合について、本年4月はほとんど休館していたため前年同期比80%減でしたが、本年2月と3月は前年が休業期間であったため前年同期比を算出することができません。本年4月の売上だけで判断してもよろしいでしょうか?
 ③来期(21年4月決算)の期中における消費税の予定納税の支払も苦慮していますが、この予定納税についても納税猶予の特例を利用できるのでしょうか?


【①の回答】納税猶予の特例の要件を満たせば、会社の規模に関係なく利用できます。
【②の回答】本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入減少割合が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件ですので、4月だけで判断しても問題ないと思います。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する等の理由により「一時に納税することが困難と認められる場合」に適用されますので、資金繰り予定表などの資料を用意しておく必要があります。
【③の回答】本年2月1日から21年1月31日までに納付期限が到来する所得税・法人税・消費税などが対象となっています。特に、確定申告分とは記載がありませんので、予定納税額についても猶予特例の対象になると思われませんが、詳しくは国税局猶予相談センターにご相談ください。

【①の回答】納税猶予の特例の要件を満たせば、会社の規模に関係なく利用できます。
【②の回答】本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、収入減少割合が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることが要件ですので、4月だけで判断しても問題ないと思います。ただし、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮する等の理由により「一時に納税することが困難と認められる場合」に適用されますので、資金繰り予定表などの資料を用意しておく必要があります。
【③の回答】本年2月1日から21年1月31日までに納付期限が到来する所得税・法人税・消費税などが対象となっています。特に、確定申告分とは記載がありませんので、予定納税額についても猶予特例の対象になると思われませんが、詳しくは国税局猶予相談センターにご相談ください。

ポイント5 申請手続きと相談窓口

①申請手続き
 関係法令の施行(本年4月30日)から2カ月後、または納付期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出する必要があります。詳しくは以下の相談窓口にご相談ください。
 ②納税猶予に関する相談窓口
 納税猶予に関する相談窓口は、税の種類や社会保険料などにより異なります。
 ・法人税や源泉所得税、申告所得税、消費税などの国(税務署)へ納付する税金の猶予相談
 ⇒「国税局猶予相談センター」にお電話ください。
 (注) 国税局猶予相談センターの電話番号は国税庁ホームページをご覧ください。
 ・市県民税や固定資産税及び自動車税などの地方税の猶予相談
 ⇒都道府県や市区町村の担当窓口へご相談ください。
 ・社会保険料についての猶予相談
 ⇒日本年金機構へご相談ください。
 (注) 具体的な詳細は政省令でご確認ください。

城所 弘明 (きどころ・ひろあき)
 公認会計士・税理士・行政書士/日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

お問い合わせ
 射水商工会議所
 ☎0766(84)5110

金融関係

主な公的融資制度の利率

(令和2年7月1日現在)

資金名		利率(年)
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	マル経融資	1.21%
	普通貸付	1.21~2.85%
富山県	小口事業資金	1.80%以内
射水市	中小企業振興資金	1.80%以内

※日本政策金融公庫定例相談会は、新型コロナウイルスの影響によりしばらくの間お休みいたします。

公益社団法人 高岡法人会

税を味方に、
強い経営を。



法人会には、法人会(正会員)だけではなく、個人事業主の方も賛助会員として入会できます。

加入されますと、いろいろな研修会、講演会、セミナーや異業種交流会にも参加できます。

公益社団法人高岡法人会

〒933-0912

富山県高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル6階
TEL 23-8855 FAX 26-1216

言葉の力



こんな時こそ、
すべての時間を心豊かに
過ごすこと。

書道家 武田双雲

◇武田 双雲/たけだ・そうらん

1975年熊本生まれ。書道家。東京理科大学理工学部卒業後 NTT入社。書道家として独立後はNHK大河ドラマ「天地人」や世界遺産「平泉」などの題字を手掛け、講演活動やメディア出演も多数。数年前より身体に優しいオーガニック食材や発酵食品を使った店舗のプロデュースを手掛け、湘南に「CHIKYU FARM TO TABLE」、浅草に姉妹店「MISOJYU」をオープン。2019年元号改元に際し、「令和」の記念切手に書を提供。ベストセラーの『ポジティブの教科書』や、『波に乗る力』(日本文芸社)など著書も多数出版。書作品のみならず、現代アートを主とした個展を国内外にて開催。

射水市中小企業《短期季節資金》融資

夏季の一時的な運転資金が必要なおきにご利用ください。

申込対象区域

射水市内の中小企業

融資限度額

500万円

融資利率

1.80%

申込期間

令和2年6月15日(月)~7月31日(金)まで

返済期限

令和2年11月2日(月)

詳しくは、射水市商工企業立地課まで

☎ (0766) 51-6675

LINE公式アカウントを 開設しました!

この度、本所ではLINE公式アカウントを開設しました。

セミナーやイベント、各種支援制度等の情報を皆様にお届けいたします。ぜひ下記のいずれかの方法でお友だち登録をお願いします。

【友だち登録方法】

- ①「ID検索」で「@463chthh」を検索、「友だち追加」ボタンを押す。
- ②ホーム、またはトークの検索窓へ「射水商工会議所」を入力し、「公式アカウント」のカテゴリで検索、「友だち追加」ボタンを押す。
- ③以下のバーコードを読み込む。



お友だち追加頂いた方で、本所へ来所された方限定、手ぬぐいを3枚プレゼントいたします。来所時、トーク画面、またはタイムラインに表示されるクーポンをご提示ください。是非、お友だち追加、ご来所をお待ちしております。

対応時間

土日、祝日を除く平日 8時30分~17時15分

射水商工会議所 新会館のご案内

クロスベイ新湊2階に本所事務所があります。東側玄関からお入りいただき、中央エレベータより2階へお越してください。



エレベーターを降りられましたら、左に曲がって頂くと案内版があり、その隣が会議所の入口となります。



会員の皆様方のご協力のお蔭で、清潔で明るい事務所で仕事ができる環境に感謝しております。
新事務所への移転を機に「クロスベイ新湊」を活かした地域活性化、賑わい創出のため今後とも事業の発展に努力いたす所存でございます。新型コロナウイルスの影響により、経済の大変厳しい状況下ではありますが、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。